



市民協働を進めるための 行 動 計 画



令和3年3月

栗原市

はじめに



栗原市では、栗原市総合計画（平成19年3月策定）及び栗原市行政改革大綱（平成18年3月策定）に基づき、平成21年3月に「栗原市市民協働推進指針」を策定し、自治会やコミュニティ推進協議会を通じた地域自治を進めながら、コミュニティ活動の推進を支援するとともに、市民と行政との協働のまちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化がさらに進行し、農業や商業の担い手不足、耕作放棄地や空き家・空き店舗の増加、さらには自治会など地域コミュニティの維持・存続が困難になってきている状況も見受けられるようになりました。

また、国においては、地域で暮らす人々が中心となって、地域内のさまざまな関係主体とそれぞれの役割を明確にしながら、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に行う「地域運営組織の形成」を推進しております。

このような状況を踏まえ、市では、令和元年度に市民協働推進指針の全面改定を行い、新たに「市民協働を進めるための基本指針」を策定し、このたび、本指針に基づき、コミュニティの活性化と市民協働によるまちづくりをより一層推進するための具体的な取り組みを「栗原市市民協働を進めるための行動計画」として策定いたしました。

計画の推進にあたっては、市民と行政が連携し、市民協働推進の基本方針である「コミュニティを大切にした地域づくり」と「市民が自ら行うまちづくり」を推進してまいりますので、皆様には、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年3月

栗原市長 千景 健司

目 次

第Ⅰ章 行動計画の概要

第1節	計画策定の経緯と趣旨	1
第2節	計画期間	1
第3節	市民協働推進の基本方針と取り組み	2
第4節	事業の評価、検証、見直し	2

第Ⅱ章 課題と具体的な方策

基本方針 1-①	コミュニティの活性化	4
基本方針 1-②	地域課題の解決に向けた市民の主体的な取り組みの推進	6
基本方針 1-③	魅力的な取り組みへの支援と地域間の連携推進	9
基本方針 2-①	市民能力の活用	10
基本方針 2-②	協働によるまちづくり活動の推進	12

第Ⅲ章 資料編

◇	地域活動に関するアンケート調査結果	13
◇	基本指針と行動計画策定までの経過	33
◇	市民協働推進指針等策定委員会委員名簿	35
◇	関係例規	36

第1章 行動計画の概要

- 第1節 計画策定の経緯と趣旨
- 第2節 計画期間
- 第3節 市民協働推進の基本方針と取り組み
- 第4節 事業の評価、検証、見直し

第1節 計画策定の経緯と趣旨

近年、価値観や生活環境の変化など市民ニーズの多様化・複雑化が進んでおり、今後、より質の高いきめ細かな行政サービスが求められることが予想されますが、市の財源と人員は限られており、すべての市民ニーズに応えることが難しくなっています。また、人口減少や少子高齢化等の影響で自治会活動の低下とともに、人と人とのつながりが希薄化し、助け合い機能の低下や地域コミュニティ及びまちづくり活動の担い手不足など、幅広い問題が生じています。

市では、平成21年3月に、栗原市総合計画（平成19年3月策定）や栗原市行政改革大綱（平成18年3月策定）の趣旨に基づく「栗原市市民協働推進指針」を策定し、コミュニティの活性化を促進するため、集会所建設等補助金やコミュニティ組織一括交付金の交付により地域コミュニティ推進協議会（以下「推進協議会」という。）や自治会活動の支援を行ってきました。

栗原市総合計画の理念である「市民が創る くらしたい栗原」の実現に向け、今後の市民協働のまちづくりを具体的に進めるための仕組みを作り、あらゆる主体がそれぞれの特性を生かしながら課題解決に取り組んでいく必要があることから、令和元年度に、これまでの「栗原市市民協働推進指針」の全面改定を行い、名称を「栗原市市民協働を進めるための基本指針」（以下「指針」という。）として策定しました。

今回、指針に示す市民協働推進の基本方針を踏まえ、より一層、コミュニティの活性化と市民協働によるまちづくりの推進を図るため、具体的な取り組みを定めた「栗原市市民協働を進めるための行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定したものです。

第2節 計画期間

行動計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。6年間の実績をもとに再検証し、改訂していきます。



市民協働推進指針等策定委員会の様子

第3節 市民協働推進の基本方針と取り組み

栗原市総合計画の理念である「市民が創る くらしたい栗原」の実現に向け、市民協働のまちづくりを今後さらに推進するため、指針において、目指すべき基本方針を次のとおり定めており、この方針に基づき、各種事業に取り組んでいきます。

基本方針1 コミュニティを大切にした地域づくりの推進

①「自助・共助・公助」に加え、人と人とのつながりを大切にした、コミュニティの活性化を図ります。

地域の活性化と安全安心な暮らしを持続させるため、市民に最も身近な住民自治組織としての自治会を基本に、地域の特色をいかしたコミュニティ活動に取り組み、市民が互いに助け合い、身近な近所づきあいを感じるまちづくりを目指します。

② 地域の課題解決に市民が主体的に取り組むことを推進します。

市民の地域づくりへの参画意識を醸成し、市民が主体となる地域づくりを推進していく仕組みとして、おおむね旧小学校区を単位とした推進協議会及び地域運営組織の構築を推進し、地域の特色をいかした活力のある地域形成を目指します。

③ 地域の個性ある魅力的な取り組みを支援し、地域間の連携を推進します。

それぞれの地域で独自に取り組んできた地域づくりの実践を尊重し、自治会及び推進協議会等が連携することによって、さらに市全体が活性化することを目指します。

基本方針2 市民が自ら行うまちづくり活動を推進

① 多様な人が幸せに暮らせるように、市民それぞれの持つ能力を活用します。

市民が自ら地域課題の効果的な解決のためにまちづくりに参画し、その活動が市民生活の質を高め、市民がいきいきと生活することを目指します。

② 市民活動団体、企業・法人、教育機関、地域自治会等が持っているノウハウを活用した、協働のまちづくりを推進します。

まちづくりを行う上で、市民が主体的に参加し公益サービスを担う団体として、行政と対等なパートナーシップに基づき行動する市民活動を目指します。

第4節 事業の評価、検証、見直し

基本方針に基づき取り組む事業については、毎年度事業の必要性や効果等を検証し、必要があれば、見直しを行うなど、計画の適正な進行管理を行います。

施策の体系図【各種事業の取り組み】

〔栗原市総合計画の理念〕 市民が創る くらしたい栗原

基本方針1 コミュニティを大切にした地域づくりの推進

1-① コミュニティの活性化

事業1 研修会等の開催

事業2 情報発信の充実

事業3 自治会の再編

1-② 地域課題の解決に向けた市民の主体的な取り組みの推進

事業4 推進協議会の設立・構築支援

事業5 地域づくりのサポート

事業6 組織運営サポート

事業7 推進協議会の活動拠点の確保

事業8 集会施設建設等補助金の再構築

【再掲】事業1 研修会等の開催

1-③ 魅力的な取り組みへの支援と地域間の連携推進

事業9 コミュニティ組織一括交付金の再構築

【再掲】事業2 情報発信の充実

【再掲】事業5 地域づくりのサポート

【再掲】事業6 組織運営サポート

基本方針2 市民が自ら行うまちづくり活動を推進

2-① 市民能力の活用

事業10 コミュニティビジネス創出

事業11 地域運営組織の形成に向けた取り組み

【再掲】事業9 コミュニティ組織一括交付金の再構築

2-② 協働によるまちづくり活動の推進

事業12 市民活動団体、企業、教育機関等とのパートナーシップ

【再掲】事業2 情報発信の充実

【再掲】事業11 地域運営組織の形成に向けた取り組み

第II章 課題と具体的な方策

- 基本方針 1-① コミュニティの活性化
- 基本方針 1-② 地域課題の解決に向けた市民の主体的な取り組みの推進
- 基本方針 1-③ 魅力的な取り組みへの支援と地域間の連携推進
- 基本方針 2-① 市民能力の活用
- 基本方針 2-② 協働によるまちづくり活動の推進

基本方針 1-① コミュニティの活性化

現状と課題

市民に最も身近な住民自治を担う組織として、市内に252の自治会（令和2年12月末現在）があり、身近な助け合いや伝統文化を継承する祭り等の活動を行っていますが、近年の人口減少や少子高齢化等の影響で自治会活動の低下とともに、人と人とのつながりが希薄化し、助け合いの機能が低下したり、担い手不足により地域の環境維持等の実施が困難になったりしている自治会も見られるようになりました。

地域活動に関するアンケート（令和2年6月実施）の結果から、自治会等の活動への参加者は60歳代以上が大半であり、若者や働き盛りの世代の参加者が少ない状況となっています。自治会等における課題としても、「役員のなり手がいない」「参加者の固定化」「役員の高齢化」が上位を占めているほか、負担が大きいと感じている活動として、「募金」「道路・公園の除草等」「祭り、伝統行事等」が挙げられており、少子高齢化による人口減少により、現在の活動を維持することが困難になってきている状況がうかがえます。

また、推進協議会の役割や必要性への理解が進んでいない状況なども見受けられることから、改めて、自治会と推進協議会の担うべき役割等の違いや必要性について啓発を図る必要があります。

さらに、自治会の再編については、行政区と自治会に関するアンケート（平成27年6月実施）の結果を踏まえ、地域の自主性を尊重してきましたが、近年は、運営が困難な自治会も見受けられるようになりました。令和2年に実施したアンケートの結果からも、自治会の運営規模について、加入世帯数50世帯未満の自治会53自治会のうち、29自治会（約55%）で、「50世帯以上が適正な運営規模」と回答があり、持続可能な組織を作るため、自治会の再編等について検討する必要があります。

課題解決に向けて

◇自治会・推進協議会の担うべき役割の違いや必要性等への理解促進とコミュニティ活動の活性化を図るため、自治会等を対象とした研修会や、地域活動を牽引するリーダーの養成講座を定期的 to開催します。

また、市職員に対し、コミュニティ活動について理解を深める研修会を開催します。

◇市民の地域づくりへの参加意識の醸成を図るため、今後のコミュニティ活動の参考になる他自治会の活動事例等について、広報、ホームページ、SNS等を活用した情報発信を行います。

◇自治会の負担軽減と適正規模での活動継続等を図るため、市として、自治会再編の方向性を示し、再編の必要性や課題、支援内容等について、地域との意見交換を重ねながら、小規模自治会の統廃合を目指します。

実施事業

事業1	研修会等の開催					
自治会及び推進協議会の役割の明確化・関係性について理解を深めるための学習機会などの提供を各地域の現状に合わせて行います。 また、組織のリーダーとなる人材養成などを行い、組織強化を図ります。						
内 容	実施年度 (●実施 →実施期間)					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・自治会等に対する役割の明確化に向けた研修会の実施	→					
・組織リーダーの養成講座の実施	→					
・出前講座の実施 (い・ど・う市民セミナー活用)	→					
・市職員に対するコミュニティ活動についての研修会の実施 (状況に応じて随時)	→					

事業2	情報発信の充実					
市民活動支援センターなどと連携し、コミュニティ活動に関する様々な情報発信を行い、市民のコミュニティ活動等への参加意識を高めていきます。						
内 容	実施年度 (●実施 →実施期間)					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・活動事例発信方法の検討	●					
・コミュニティ活動事例等の紹介 (3年に1回)		●			●	
・広報、ホームページ、SNS等による情報発信	→					

事業3	自治会の再編					
自治会の負担軽減と適正規模での運営を行うため、世帯数の下限は50世帯を基本とし、小規模自治会の統廃合を目指します。						
内 容	実施年度 (●実施 →実施期間)					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・50世帯未満の統廃合に向け支障となる事案等調査の実施及び再編のための支援策の検討	●					
・対象自治会への再編呼びかけ		→				
・再編のための支援策の実施		→				
・自治会再編 (協議の整ったところから順次)			→			

基本方針 1-② 地域課題の解決に向けた市民の主体的な取り組みの推進

現状と課題

自治会に対する支援を行うとともに、一つの自治会では取り組むことが難しい活動や、広域的に実施する方がより効果的な活動を行うなど、地域課題の解決に取り組む組織として、おおむね旧小学校区単位を基本として「推進協議会」が設立されています。

現在、市内29の旧小学校区のうち、19の地区（令和2年12月末現在）で設立されていますが、未だ10地区は未設立となっており、推進協議会の組織化が進んでいない状況にあります。

その要因の一つとして、推進協議会の役割や必要性への理解が進んでいないことが考えられます。

アンケートの結果からは、推進協議会設立のためには、「コミュニティづくりを支援してくれる人材が必要」という回答が大半であり、未設立地区における組織化を促進するための仕組みづくりが急務であることから、組織づくりや活動へのアドバイスを行う職員の配置を進める必要があります。

活動拠点については、これまで、集会施設建設等補助金の交付により、自治会の活動拠点となる施設整備を支援してきました。推進協議会については、主に地区内の公共施設等の利用や地区内の公共施設等を当該推進協議会が指定管理者として管理することにより活動拠点の確保を進めてきましたが、活動拠点が無い地区もあることから、活動拠点に関する方針等を定め、拠点の確保に努める必要があります。

課題解決に向けて

- ◇推進協議会未設立地区における組織化を促進するため、推進協議会の役割について理解を深める研修会を行うとともに、「推進協議会設立マニュアル」を作成し、地域への説明を行いながら、地域の状況に応じた支援を行います。
- ◇推進協議会設立に向けた支援と設立後における地域づくりをサポートするため、市職員及び集落支援員の配置を行い、未設立地区における推進協議会の設立とコミュニティ活動の活性化を図ります。
- ◇おおむね旧小学校区を単位としたコミュニティづくりを推進するため、活動拠点の確保に関する方針等を定め、活動拠点づくりを支援します。また、集会施設建設等補助金制度の見直しを行い、同一行政区内等の複数集会施設の集約に努めます。

実施事業

事業4	推進協議会の設立・構築支援
推進協議会の組織化の仕組みを構築し、地域の状況に応じた支援を行います。	
内 容	実施年度 (●実施 →実施期間)
	R3 R4 R5 R6 R7 R8
・推進協議会設立マニュアルの作成	●
・推進協議会設立に向けての地域説明会の開催	→
・推進協議会設立支援	→

事業5	地域づくりのサポート
職員の配置を行い、組織づくり・活動等へのアドバイスや支援を行います。	
内 容	実施年度 (●実施 →実施期間)
	R3 R4 R5 R6 R7 R8
・職員の配置検討 (市職員の地域担当制の導入など)	●
・職員の配置	→
・「事業1 研修会等の開催」などを活用し、各地域の現状に合わせた地域づくりのサポート	→

事業6	組織運営サポート
推進協議会設立後の運営サポートを行います。	
内 容	実施年度 (●実施 →実施期間)
	R3 R4 R5 R6 R7 R8
・集落支援員 ^{※1} 導入に向けての地域調整と申請	→
・集落支援員導入	→
・推進協議会設立によるコミュニティ組織一括交付金における支援 (交付)	→

※1 「集落支援員」は、地方公共団体から、委嘱状の交付等による委嘱を受け、集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進を着実にを行い、その結果を地方公共団体と共有する者であること。

-過疎地域等における集落対策の推進要綱 一部抜粋-

事業7	推進協議会の活動拠点の確保					
推進協議会の活動拠点の確保制度を確立します。						
内 容	実施年度 (●実施 →実施期間)					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・当該地域の公共施設等の活用	→					
・推進協議会活動拠点の方針策定	●					
・推進協議会の活動拠点づくり		→				

事業8	集会施設建設等補助金の再構築					
集会施設建設等補助金について、補助内容全般の見直しを行います。						
内 容	実施年度 (●実施 →実施期間)					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・行政区内等複数集会施設の集約	→					
・集会施設建設等補助金の見直し検討	●					
・集会施設建設等補助金の見直し後の内容周知		●				
・集会施設建設等補助金の見直し後の実施			→			

【再掲】表省略

事業1 研修会等の開催

基本方針 1-③ 魅力的な取り組みへの支援と地域間の連携推進

現状と課題

市では、平成19年度にコミュニティ組織一括交付金制度を創設し、自治会等の自主的かつ自発的なコミュニティ活動を支援してきました。

一括交付金についてはこれまでも、自治会等の要望を踏まえた使いやすい交付金制度となるよう見直しを行ってきましたが、活動が活発化している自治会がある一方で、活動が停滞している自治会もあることから、より一層、活動状況に即した効果的な交付金制度となるよう、見直しを図る必要があります。

また、コミュニティ活動においては、推進協議会活動として、敬老会、祭り、スポーツレクリエーションなど、地域間で連携した取り組みを行っている地域がある一方で、自治会活動がマンネリ化し、固定化傾向となっている自治会等も見受けられます。アンケートの結果からも、他の自治会と連携して行いたい活動として、「交通安全活動」や「文化教養講座、趣味講座、学習会等」といった意見も挙げられており、魅力ある地域づくりを推進するため、自治会相互の交流や情報交換などにより、地域間の連携を図る必要があります。

課題解決に向けて

- ◇自治会等が実践する独自の取り組みをさらに推進するため、コミュニティ組織一括交付金の見直しを行い、各組織の特色ある魅力的な取り組みへの支援を行います。
- ◇地域づくりをサポートする市職員及び集落支援員の配置を行い、自治会相互の交流や連携事業の開催など、地域間連携の推進及びコミュニティの活性化を図るための支援を行います。

実施事業

事業9	コミュニティ組織一括交付金の再構築	実施年度 (●実施 →実施期間)					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
一括交付金制度全般の見直しを行い、組織の活動に応じた支援に取り組みます。							
内 容							
・コミュニティ組織一括交付金の見直し検討		●					●
・コミュニティ組織一括交付金の見直し後の内容周知			●				
・コミュニティ組織一括交付金の見直し後の実施				→			

【再掲】表省略

事業2 情報発信の充実、事業5 地域づくりのサポート、事業6 組織運営サポート

基本方針 2-① 市民能力の活用

現状と課題

自治会及び推進協議会の多くは、市のコミュニティ組織一括交付金等を活用し活動を行っていますが、市の財源と人員は限られており、市民からの要望に全て応えることは難しくなっていることから、様々な課題の解決に向けて、市民が出来ること、行政が出来ること、市民と行政が協働して出来ること等、それぞれの特性を活かした取り組みを推進することが必要です。

現在、市内において「地域運営組織」として、地域で暮らす人々が中心となって、市民主体による地域づくりで成果をあげている地域もあります。花山地区では、市民が行政や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、日常生活に必要な機能の集約・確保や地域に合ったコミュニティビジネスに取り組む「小さな拠点」づくりを進めています。今後、持続可能な地域をつくるため、このような取り組みを市内全域に広げていく必要があります。

また、自治会等の運営や活動を行うためには、財源の確保も大きな課題となっています。アンケートの結果からも、自治会が持続的に施設管理を行うために必要なこととして、「市の財政支援」に次いで、「地域の財源確保」といった意見が挙げられています。自治会費や市からの交付金だけでなく、地域において自ら財源を確保するため、地域に合ったコミュニティビジネスの創出に向けた支援を行う必要があります。

課題解決に向けて

- ◇自治会等運営に必要な財源を自ら確保する取り組みを推進するため、現在、市内で取り組んでいる資源・廃品回収や有償による草刈り等の事例を紹介し、自治会等が、自らの地域に合ったコミュニティビジネスに取り組めるよう支援を行います。
- ◇また、発展的な取り組みとして、市民それぞれの持つ能力の活用を図り、地域住民が中心となって、さまざまな関係団体（自治会、婦人会、老人クラブ、PTA、商工会、NPO、民間事業者など）と連携し、地域の課題解決に向けた取り組みを行う「地域運営組織」の形成を目指し、支援を行います。

実施事業

事業 10	コミュニティビジネス ^{※2} 創出
地域課題の解決に向けて必要な財源を自ら確保する取り組みとして、取り組みやすいコミュニティビジネスの調査等を行い、立ち上げに向けた支援を行います。	
内 容	実施年度 (●実施 →実施期間)
	R3 R4 R5 R6 R7 R8
・コミュニティビジネスの調査及び周知	→
・コミュニティビジネスの実施支援	→

事業 11	地域運営組織 ^{※3} の形成に向けた取り組み
地域で暮らす人々が中心となり、それぞれの役割分担を行い、市民主体による地域づくりの推進に取り組みます。	
内 容	実施年度 (●実施 →実施期間)
	R3 R4 R5 R6 R7 R8
・地域運営組織の形成に向けた調査等	→
・地域運営組織の形成に向けた支援	→

【再掲】表省略

事業 9 コミュニティ組織一括交付金の再構築

※2 「コミュニティビジネス」とは、一般的には市民が主体になり、地域で抱える課題やニーズをビジネス（有償サービス）により解決・実現していく取り組みをいう。

なお、栗原市では自治会等運営のために必要な財源を自分達で確保していくという広い意味でのコミュニティビジネス（有償による草刈り、空き缶回収し売却、買い物支援など）をいう。

※3 「地域運営組織」とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって、地域内のさまざまな関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の方針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織をいう。

基本方針 2-②

協働によるまちづくり活動の推進

現状と課題

これまで、行政サービスは専ら行政が担うものでありました。しかしながら、地域課題や社会的問題が多様化・複雑化する中において、行政だけでは対応できないニーズが生じており、地域や市民活動団体、企業・法人、教育機関等との連携の必要性が高まっています。

こうした状況を踏まえ、行政、地域、市民活動団体、企業・法人、教育機関等が、それぞれ個別に活動するのではなく、お互いの特性や社会的役割を理解しながら、相互に連携することにより、地域課題の解決や地域の活性化を図るため、対等なパートナーシップ^{※4}に基づく協働の取り組みを推進していく必要があります。

課題解決に向けて

◇コミュニティ活動における協働の取り組みを推進するため、企業・法人が取り組んでいる社会貢献活動や教育機関が行っている地域学校協働活動等に関する情報収集・発信を行い、自治会等と市民活動団体等とが連携した事業の実施に向け、支援を行います。

◇多様化する地域課題や市民ニーズを解決・実現するため、市においても、市民活動団体をはじめ企業・法人等とのパートナーシップによる協働の取り組みに努めます。

実施事業

事業 12 市民活動団体、企業、教育機関等とのパートナーシップ						
市民活動団体、企業・法人、教育機関等との連携の必要性が高まっており、互いの特性をいかした、パートナーシップによる事業を推進します。						
内 容	実施年度 (●実施 →実施期間)					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
・市民活動団体等との協働事業の情報収集	●			●		
・市民活動団体等との協働事業情報を自治会等へ提供		●			●	
・自治会等と市民活動団体等とのパートナーシップによる事業の実施支援			→			
・市と市民活動団体等とのパートナーシップによる事業の実施	→					

【再掲】表省略

事業 2 情報発信の充実、事業 11 地域運営組織の形成に向けた取り組み

※4 パートナーシップとは、行政、自治会等と市民活動団体等とが、まちづくりのパートナーとして対等な立場で、お互いの役割を理解・尊重して協力し合うことをいう。

第Ⅲ章 資料編

- ◇地域活動に関するアンケート調査結果
- ◇基本指針と行動計画策定までの経過
- ◇市民協働推進指針等策定委員会委員名簿
- ◇関係例規



地域活動に関するアンケート調査結果

1 アンケート調査概要

(1)調査目的

市では、市民と行政が互いに役割を理解し、それぞれの特性を活かしながら連携して課題解決に取り組む地域づくりを推進しています。地域活動における現状や地域での課題等を広くお聴きし、今後の計画策定及び推進に活かすことを目的としています。

(2)調査対象

- ① 対象：自治会長、コミュニティ推進協議会長
- ② 配布数：271人

(3)調査期間

令和2年6月16日～6月30日

(4)調査方法

行政区長配布による質問紙調査

(5)調査内容

- 個人的属性：名称、性別、年代、経験年数、選出方法、兼務の有無
- 会活動：活動状況、参加者割合、情報の必要性、情報の提供方法、課題・課題解決に向けて(自由記述あり)
- 組織状況：協議組織の有無、加入状況、加入数の変化、未加入の特徴、会員増への取り組み、会費の徴収、収入の有無、役員報酬の有無、施設利用日数、施設管理の取り組み、運営規模、組織規模、財源確保
- 今後の展望：組織の課題・課題解決に向けて(自由記述あり)、今後の方策、支援する人材の必要性、組織設立に必要なこと

(6)回答状況

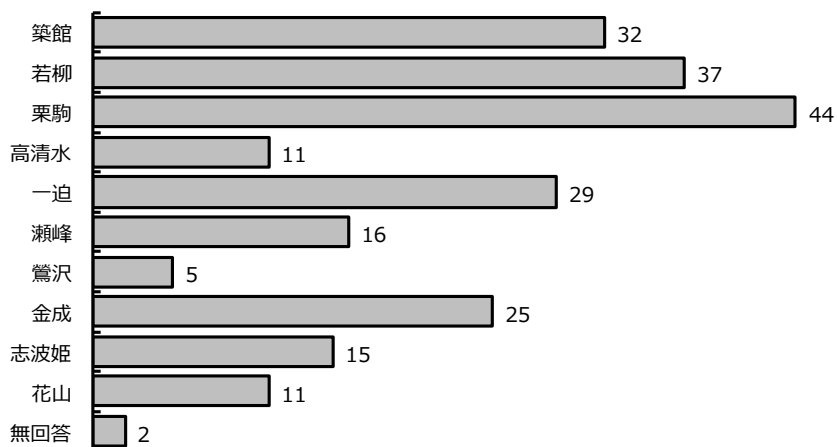
有効回答数(率) 241件(88.9%)
〔自治会長：227件、コミュニティ推進協議会長：14件〕

2 アンケート調査結果

○自治会

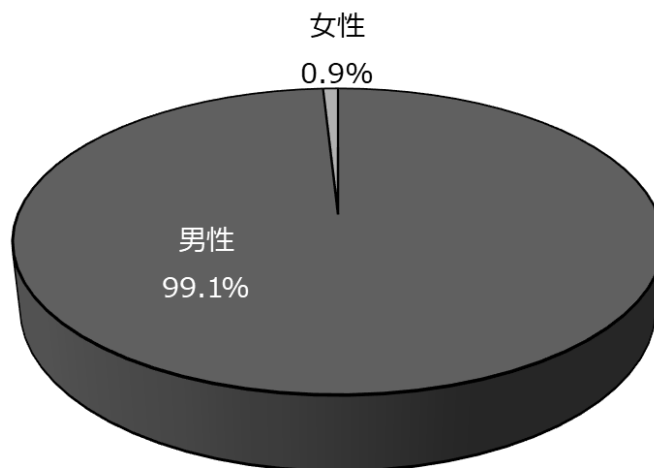
問1 あなたの地区名及び自治会名を記入してください。

1	築館	32人
2	若柳	37人
3	栗駒	44人
4	高清水	11人
5	一迫	29人
6	瀬峰	16人
7	鶯沢	5人
8	金成	25人
9	志波姫	15人
10	花山	11人
	無回答	2人



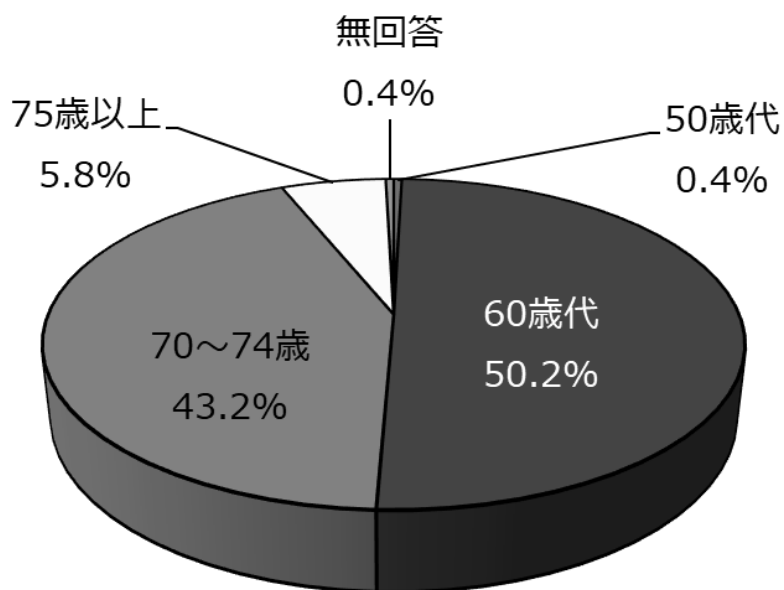
問2 あなたの性別について教えてください。

1	男性	225人
2	女性	2人



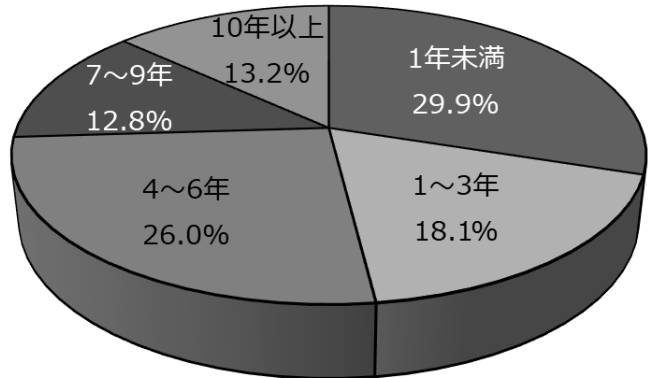
問3 あなたの年齢はどれにあてはまりますか。

1	40歳未満	0人
2	40歳代	0人
3	50歳代	1人
4	60歳代	114人
5	70~74歳	98人
6	75歳以上	13人
	無回答	1人



問 4 あなたの自治会長経験年数はどれにあてはまりますか。(通算)

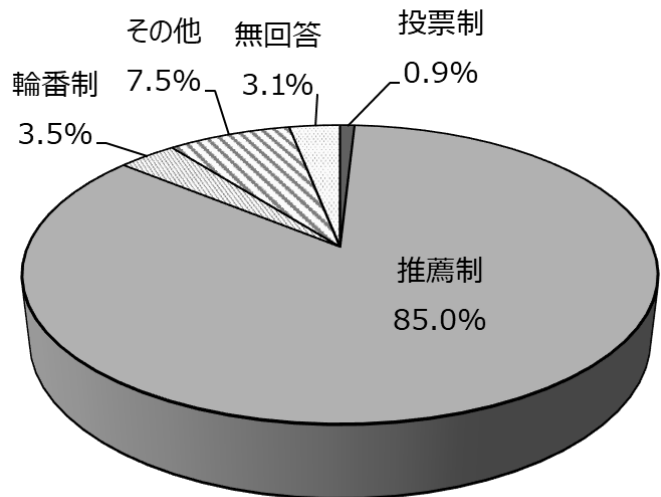
1	1年未満	68人
2	1～3年	41人
3	4～6年	59人
4	7～9年	29人
5	10年以上	30人



問 5 自治会長はどのような方法で選出していますか。

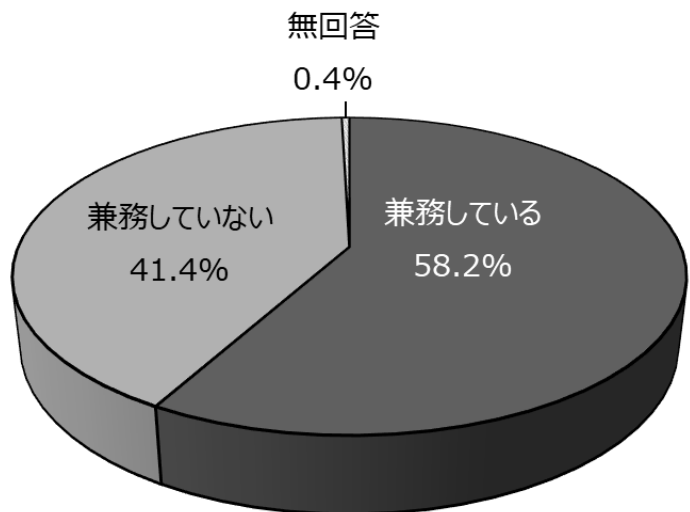
1	投票制	2人
2	推薦制	193人
3	輪番制	8人
4	その他	17人
	無回答	7人

◇その他内訳：行政区長が自治会長も兼務、役員協議



問 6 行政区長を兼務していますか。

1	兼務している	132人
2	兼務していない	94人
	無回答	1人



問 7 あなたの自治会活動の現状と今後行いたい活動、負担が大きいと感じている活動、他の自治会との連携について、該当する活動の欄に○印をつけてください。《該当するもの全て選択》

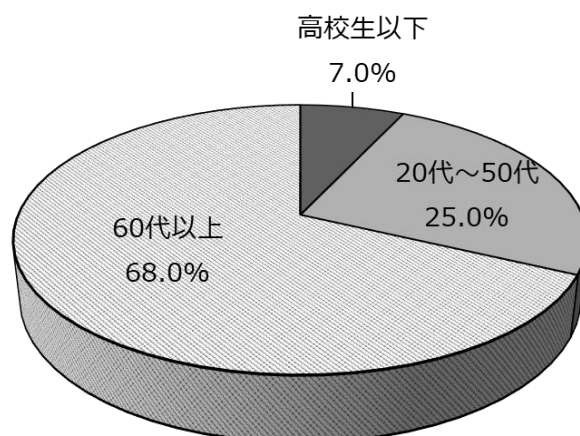
活動項目	現在、 行っている活 動	今後、 行いたい活 動	て負 担が 大き いと 感じ る活 動	活 連 携 し て 他 の 自 治 会 と 行 っ て い る 活 動	動 連 携 し て 他 の 自 治 会 と 行 っ て い る 活 動
1. 住民への連絡（自治会独自の回覧版等）	181	11	8	1	0
2. 地域の清掃活動	188	10	11	1	3
3. 道路、公園の除草・管理	186	6	32	1	4
4. 交通安全活動	77	26	12	4	16
5. 防災活動（自主防災組織活動、防火訓練等）	194	14	18	5	13
6. 防犯活動（パトロール活動、防犯灯管理等）	110	24	15	2	7
7. 環境美化活動	188	8	13	0	4
8. リサイクル活動（資源物回収等）	60	38	14	1	5
9. 独居老人訪問・声掛け等	127	32	10	3	3
10. 敬老会	173	3	14	45	6
11. 盆踊り、祭り、伝統行事等	124	14	26	23	12
12. 文化教養講座、趣味講座、学習会等	86	39	15	4	16
13. 親睦（旅行等）	72	34	20	2	8
14. スポーツレクリエーション	145	14	18	18	10
15. 子供会（共催事業等）	135	18	6	6	9
16. 地域の計画づくり	75	28	13	1	10
17. 広報活動（広報紙発行等）	90	31	20	0	5
18. 募金（戸別訪問による徴収）	138	3	41	0	2
19. その他〔 〕	6	3	3	3	0

◇その他内訳

収穫祭、滝ノ原誌（雑誌）、どんと祭、健康維持、介護予防事業、新年会、年祝い、認知症予防対策、運動会

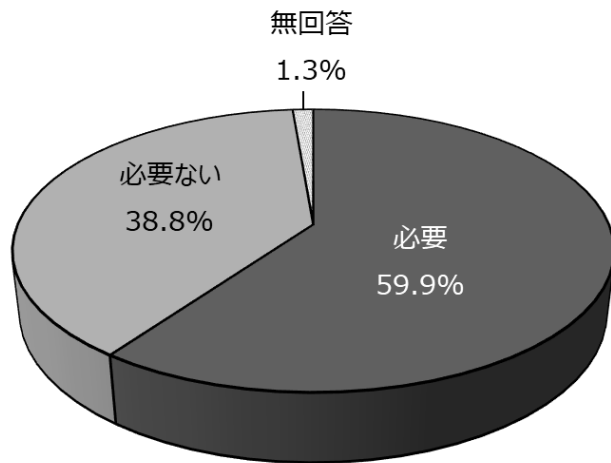
問 8 自治会活動全体を通しての参加者の割合を年代ごとに記入してください。

- 1 高校生以下 7.0%
- 2 20代～50代 25.0%
- 3 60代以上 68.0%



問 9 あなたの自治会では他の自治会等の活動情報が必要ですか。

- 1 必要 136人
- 2 必要ない 88人
- 無回答 3人

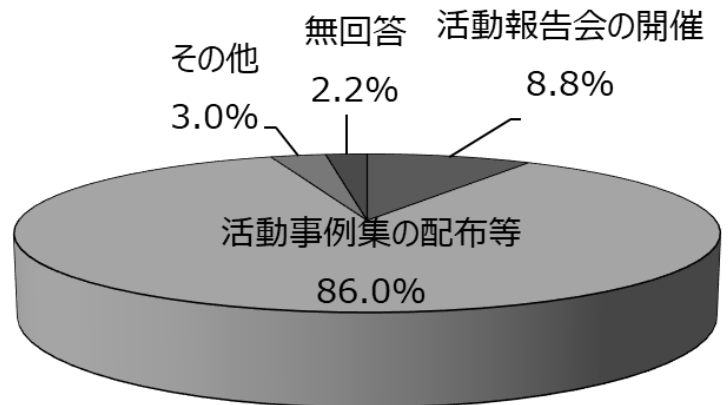


問 10 問9で「1：必要」と答えた自治会へ伺います。どのような形の情報提供が必要ですか。

- 1 活動報告会の開催 12人
- 2 活動事例集の配布等 117人
- 3 その他 4人
- 無回答 3人

◇その他内訳

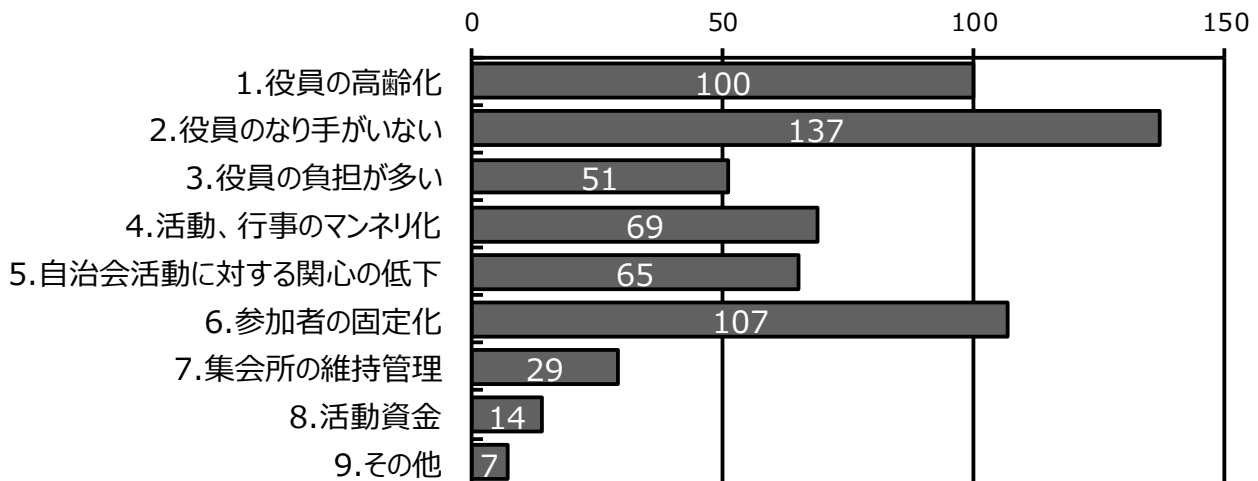
区長・自治会長が兼務と兼務していない自治会別の活動内容の事例、総会資料



問 11 あなたの自治会における課題は何ですか。(3つ以内で選択。)：結果下表のとおり(単位：件) また、解決に向けてどのようなことが必要だと思いますか。

◇その他内訳

過疎による人口減、高齢者1人世帯の増加、活動する場所(旧大目小学校トイレ故障)使用できない、少子高齢化と若い世代のマンパワーの減少、市となり一括交付金制度となった時点からの区長の職務内容の欠如、自治会でのパソコン、プリンターの所有、協調性の低下



◇解決に向けてどのようなことが必要(主な意見)

番号	解決策
1	退職後に役員をするのでなく、退職前にも役員になる、役員に若手を1~2人必ず入れる
1	少子高齢化対策(市の事業として計画)
1	40代以下の参加の呼びかけ
1	後継者育成のためアイデア
1	勤め人が多いので休日に事業を行う
1	一人多役も考える
1.2.3.4.6	啓蒙、育成、意識改革
1.2.3.4.5.6	若い世代が参加しやすいように自治会の運営方法を変えていく、世代間交流
1.2.4.6	若者が地域に残れるように職場を増やす。若者の意見を取り入れた活動・企画
1.2.5.6	声掛け
2	必要最小限の役員体制にする
2	隣近所つながりを密にしていく
2	輪番制
2	仕事をしていても積極的に協力すること
2	組織のスリム化
2	行政区の統廃合、合区やエリアの見直し
2	ボランティアでなく、役員の費用弁償をしっかりと支払いたい。一括交付金の増額を希望
2	集会所運営委員会や他団体との兼務
2	後継者の育成、人材育成
2	定年制等検討(70歳)
2.3	役員報酬
2.3.5	活動内容を工夫し、負担を感じないようにする、活動事項の工夫(活動事項、主催を一任)
2.3.6	地域活動について子供から大人まで一生涯の教育環境整備が必要
3	役員会の簡素化(SNS活用)
3	役割分担、行事実施の場合、実行委員会等を組織し、負担を分散できれば良いと思う
3	区長と自治会長を分担するように進めている、区長・自治会・コミュニティ・社協と負担が多い
3.4.8	行事を少なくし、もっとよい行事を考える、活動の軽減、省力化
3.5	全員参加
3.5.6	人口増加
4	役員任期の短縮、行事の見直し
4	小・中・高校生の参加要請
4	役員が中心となった情報交換(収集)会
4	他自治会との交流、他自治会の活動事例を参考、他地区の活動事例提供
4	継続のための統合、専門部の再編成
4	役員会の活性化
4.5.6	子供会との交流・共催
4.6	各種団体との連携
5	活動事例集の活用及び研修、講習会の開催。支援してくれる人が必要
5	魅力ある事業計画、地域活動がおもしろいと思える活動
5	広告、宣伝の徹底
5	各種活動に理解を持つこと
5	幅広い年代層から役員を選出し、魅力ある事業を創出し、新たな参加者に期待
5	自治会活動のコンテストの例年化
5.6	活動報告紙の発行、活動情報の整備
5.6	行事内容の見直し、老若男女が楽しく活動できる行事の設定
6	20~50代との飲ニューケーション(月1回)で意見交換会
6	各事業を行う前に地区民にチラシ配布を実施、呼びかけの工夫と内容の充実
6	自治会行事のPR、PR不足と思うので活動後の報告内容を充実
6	固定化にならないようゲームを取り入れる
6	魅力を感じる事業内容を工夫する
6	若年層への周知及び案内
7	年会費の引き上げ
7	管理費を徴収(受益者負担)
7	地区住民に負担がかからないような資金に関する情報
7	上下水道の減免や電気・ガスへの補助
7.8	自治会独自の財源確保事業、収益事業を取り入れる(リサイクル活動、受託事業)
7.9	市からの助成、大型備品導入にも助成、購入補助が必要、委託管理物件なので管理料がほしい
8	地域内企業からの賛助金
9	区長制度を廃止し、自治会へ委嘱
9	当たり前のことを当たり前に行う自主性の目覚めを進める

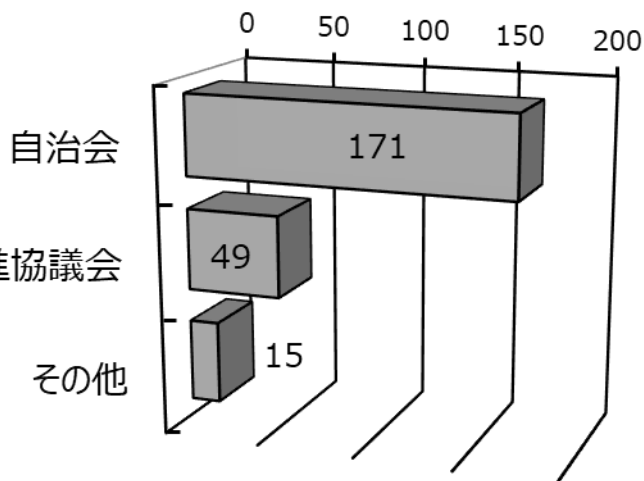
問 12 あなたの地域の課題等を協議する組織（団体）はありますか。（複数回答）

- 1 自治会 171人
- 2 コミュニティ推進協議会 49人
- 3 その他 15人

◇その他内訳

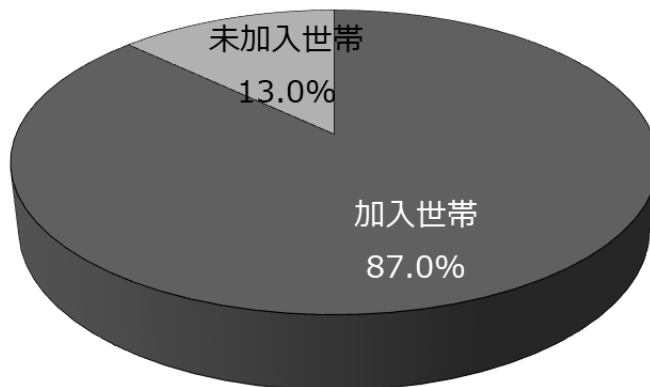
老人クラブ、農業関係の組織、
地区社協、文字農林組合、
実行組合、農地環境保全会、
畑戸主会、行政

コミュニティ推進協議会



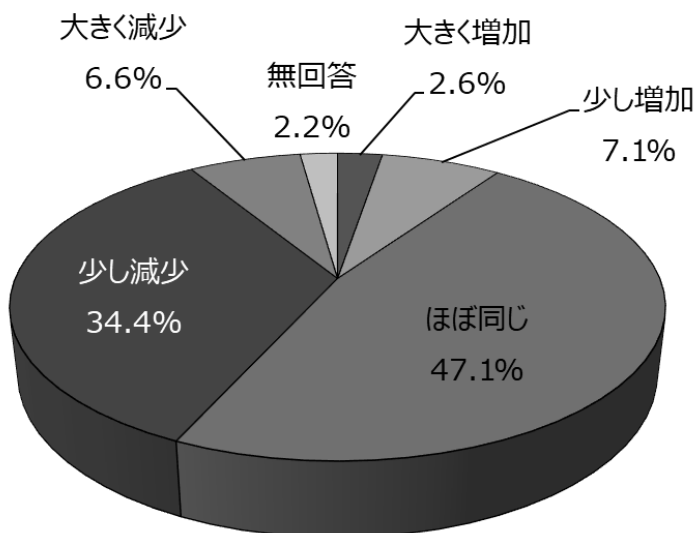
問 13 あなたの自治会の加入状況はどれくらいですか。

- 1 加入世帯 87.0%
- 2 未加入世帯 13.0%



問 14 あなたの自治会のここ 10 年における加入数の変化はどれくらいですか。

- 1 大きく増加 6人
- 2 少し増加 16人
- 3 ほぼ同じ 107人
- 4 少し減少 78人
- 5 大きく減少 15人
- 無回答 5人

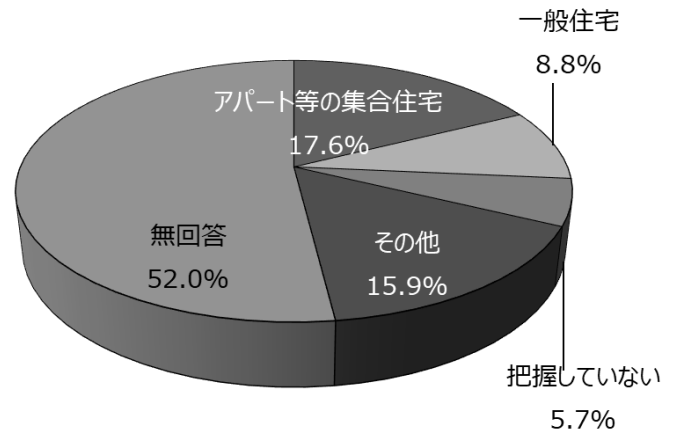


問 15 「未加入世帯がある自治会」に伺います。
未加入世帯の特徴について、現状に近い番号はどれですか。

- | | | |
|---|---------------|------|
| 1 | アパート等の集合住宅が多い | 40人 |
| 2 | 一般住宅が多い | 20人 |
| 3 | 把握していない | 13人 |
| 4 | その他 | 36人 |
| | 無回答（未加入世帯無含む） | 118人 |

◇その他内訳

地域の活動に一切関わらない世帯、外国人、市営住宅入居者、2世帯同居、施設入所者、独居世帯、転入者

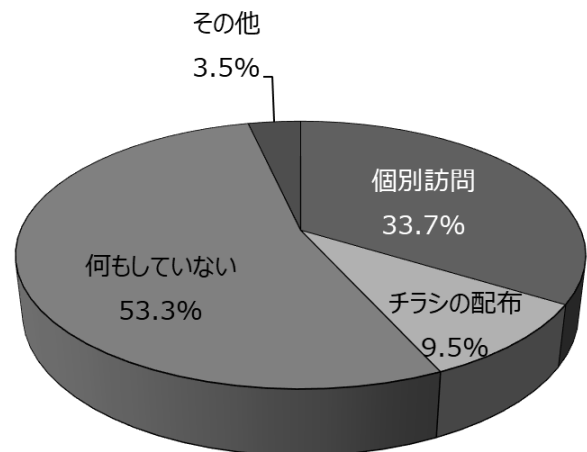


問 16 自治会員を増やすためにどのようなことを行っていますか。

- | | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 個別訪問 | 57人 |
| 2 | 独自に作成したチラシの配布 | 16人 |
| 3 | 何もしていない | 90人 |
| 4 | その他 | 6人 |

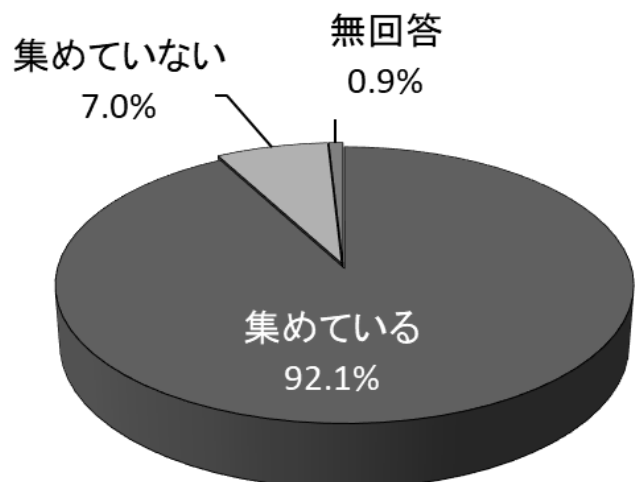
◇その他内訳

自治会広報、声掛け



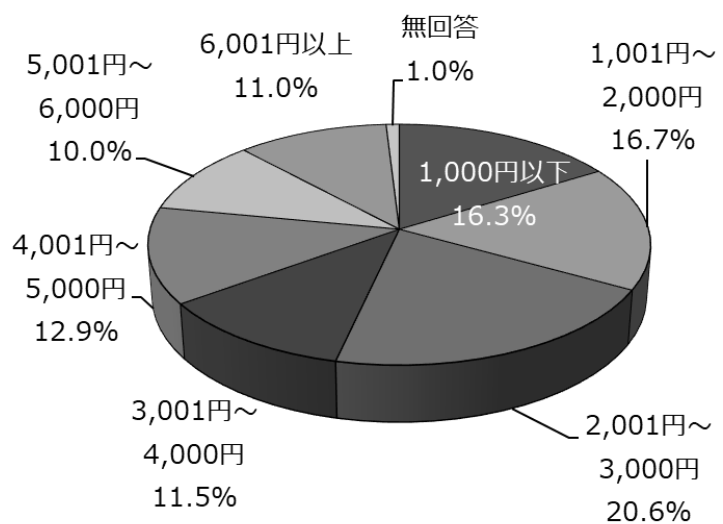
問 17 あなたの自治会では会費を集めていますか。

- | | | |
|---|--------|------|
| 1 | 集めている | 209人 |
| 2 | 集めていない | 16人 |
| | 無回答 | 2人 |



問 17-1 自治会での会費の1世帯あたりの年間集金額を記入してください。

1	1,000 円以下	34 人
2	1,001 円～2,000 円	35 人
3	2,001 円～3,000 円	43 人
4	3,001 円～4,000 円	24 人
5	4,001 円～5,000 円	27 人
6	5,001 円～6,000 円	21 人
7	6,001 円以上	23 人
	無回答	2 人

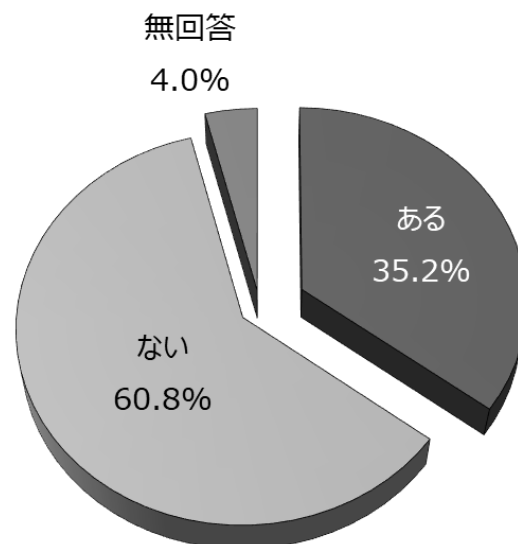


問 18 あなたの自治会で会費や栗原市コミュニティ組織一括交付金以外の収入はありますか。

1	ある	80 人
2	ない	138 人
	無回答	9 人

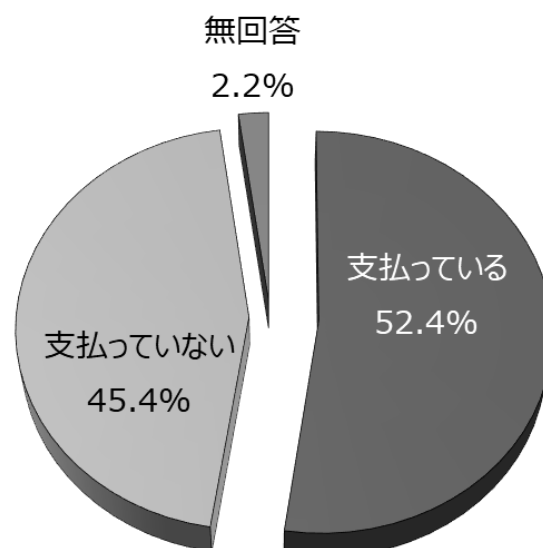
◇収入がある場合の具体例

資源回収、おらいのまちづくり大賞賞金、会館使用料、祝儀、社協助成金、衛生組合助成金、長崎コミュ助成金、納税奨励金、河川愛護等助成金、神社からの助成金



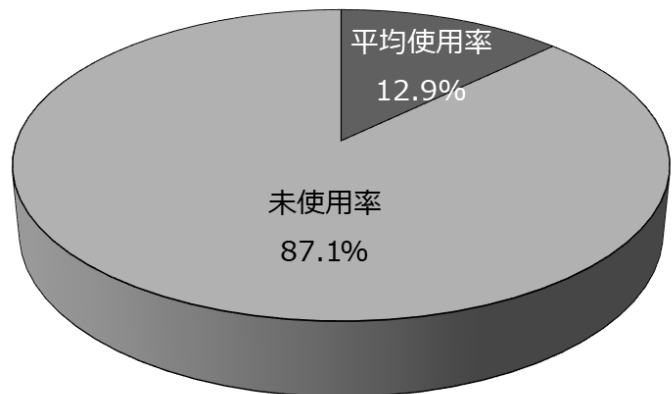
問 19 あなたの自治会では、役員に報酬を支払っていますか。

1	支払っている	119 人
2	支払っていない	103 人
	無回答	5 人



問 20 あなたの自治会で利用している施設
毎の年間利用日数を記入してください。

1 平均使用日数 47日

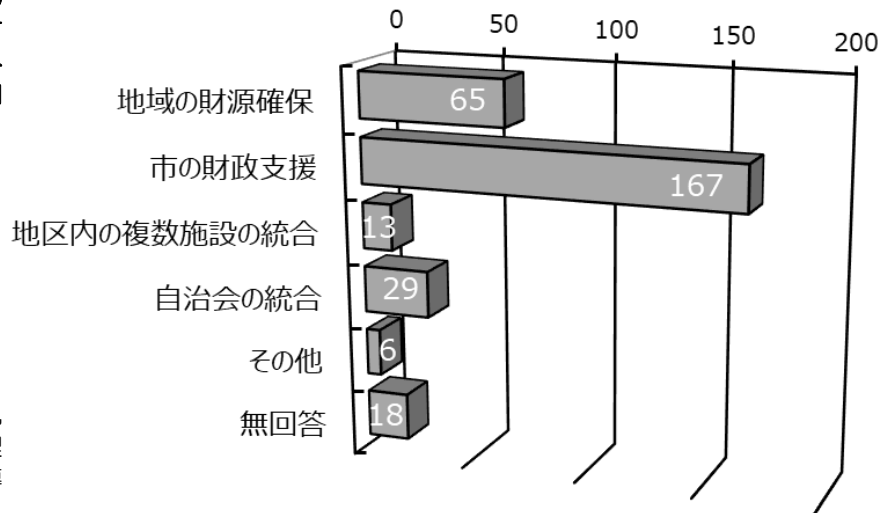


問 21 少子高齢化が進む中、あなたの自治会が持続的に施設管理をするためにはどういった取り組みが必要だと思いますか。(複数回答)

- | | |
|---------------|------|
| 1 地域の財源確保 | 65人 |
| 2 市の財政支援 | 167人 |
| 3 地区内の複数施設の統合 | 3人 |
| 4 自治会の統合 | 29人 |
| 5 その他 | 6人 |
| 無回答 | 18人 |

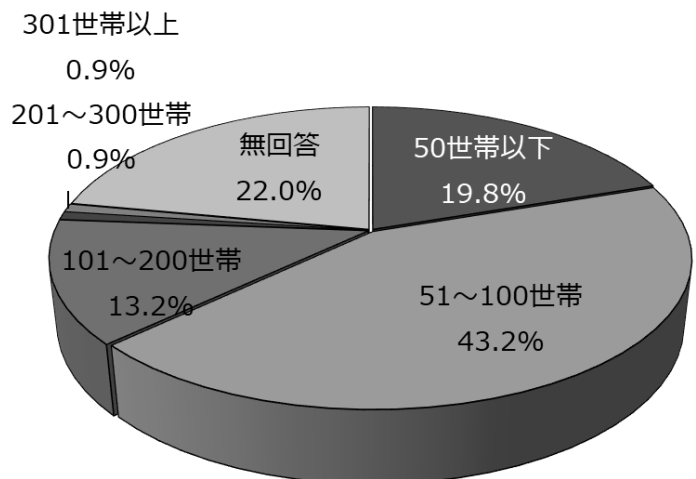
◇その他内訳

行政区統合(市内全体の行政区の見直しが必要)自治会の必要性への理解、若人の集結、会館等の管理費導入



問 22 自治会の適正な運営規模は、どれぐらいの規模が適当と思いますか。

- | | |
|-------------|-----|
| 1 50世帯以下 | 45人 |
| 2 51~100世帯 | 98人 |
| 3 101~200世帯 | 30人 |
| 4 201~300世帯 | 2人 |
| 5 301世帯以上 | 2人 |
| 無回答 | 50人 |

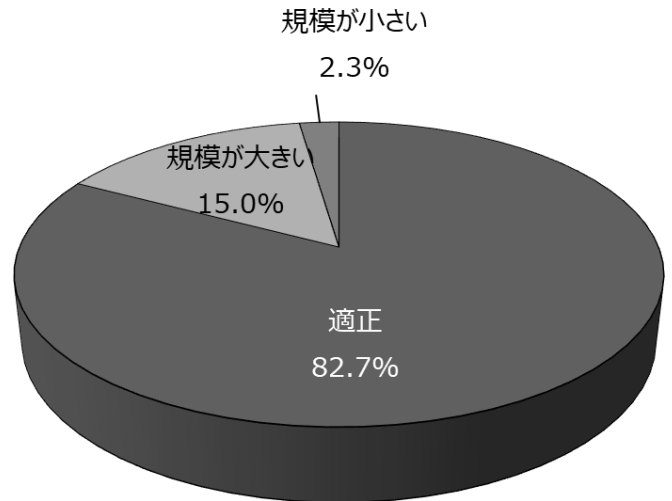


問 23 市では、コミュニティ推進協議会の設置を(旧)小学校区単位で考えていますが、適正な規模だと思いませんか。

- 1 適正である 177人
- 2 規模が大きい 32人
- 3 規模が小さい 5人
- 無回答 13人

◇適正と思う規模

400~500世帯、下畑岡と上畑岡でわかる、2行政区ぐらいでよい、1/3位が望ましい、300世帯、旧分校区単位、200世帯、100世帯、旧小学校単位の半分

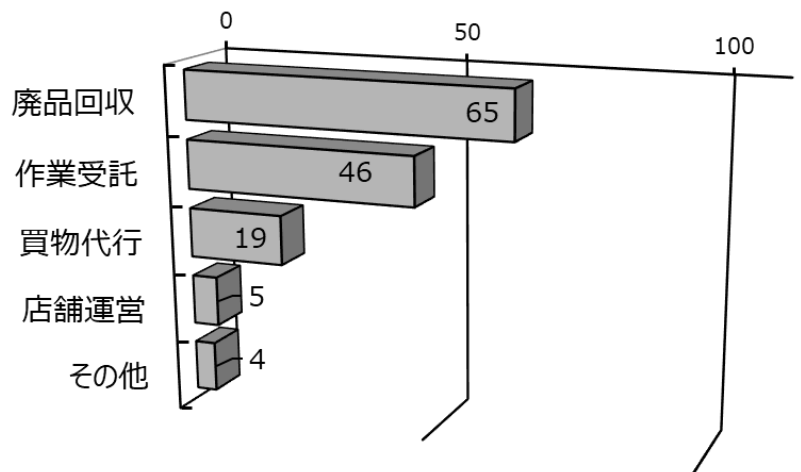


問 24 他の先進事例等で、新たな財源を確保するために行ってみたいものはありませんか。(複数回答)

- 1 廃品回収 65人
- 2 有料での作業受託 46人
- 3 買い物代行 19人
- 4 店舗の運営 5人
- 5 その他 4人

◇その他内訳

フリーマーケット、介護・ボランティア活動による助成金

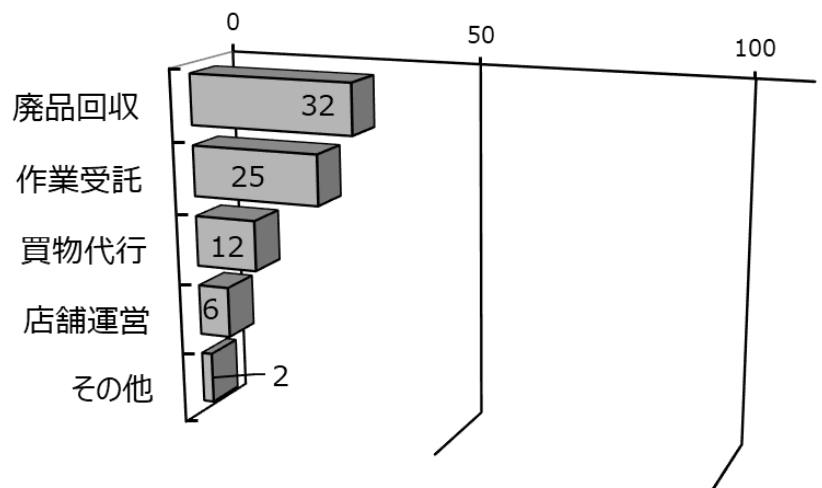


問 25 あなたの自治会が所属するコミュニティ推進協議会として、他の先進事例等で、新たな財源確保として行ってみたいものはありませんか。(複数回答)

- 1 廃品回収 32人
- 2 有料での作業受託 25人
- 3 買い物代行 12人
- 4 店舗の運営 6人
- 5 その他 2人

◇その他内訳

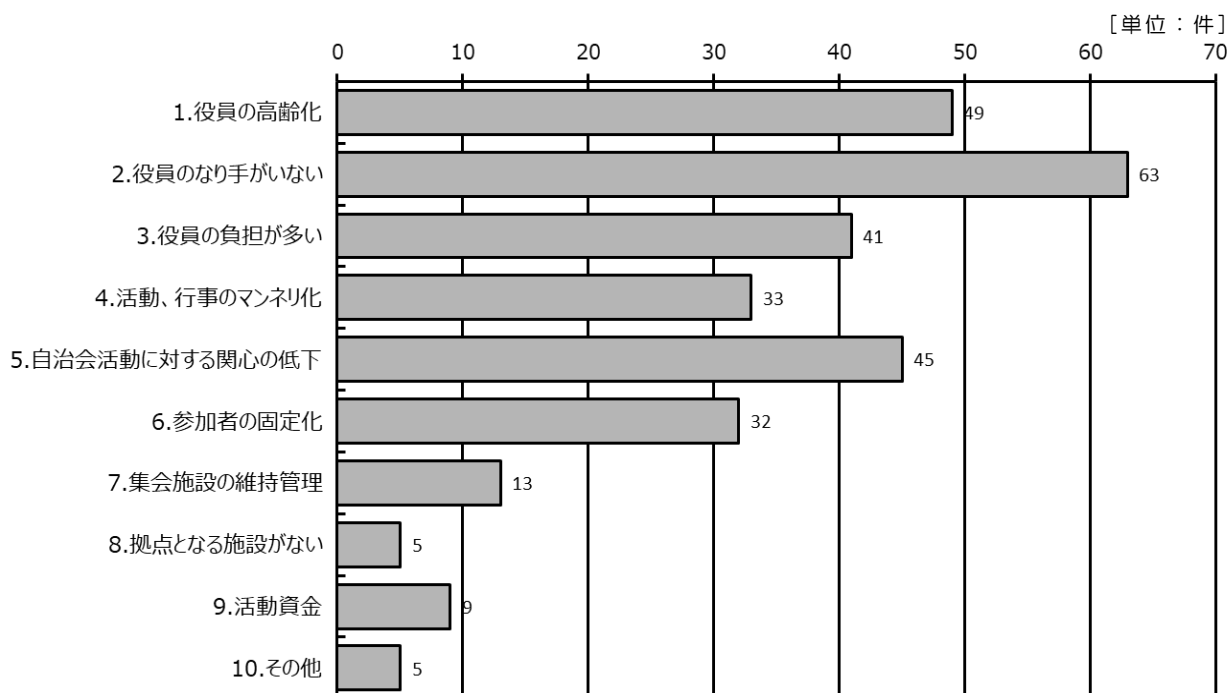
施設管理



問 26 あなたの所属するコミュニティ推進協議会における課題は何ですか。(3つ以内で選択)
また、解決に向けてどのようなことが必要だと思いますか。

◇その他内訳

行事が多い、推進協議会はなくても良い、自治会が解散している地区がある。(行事に参加していない地区がでている)、団体が多すぎる



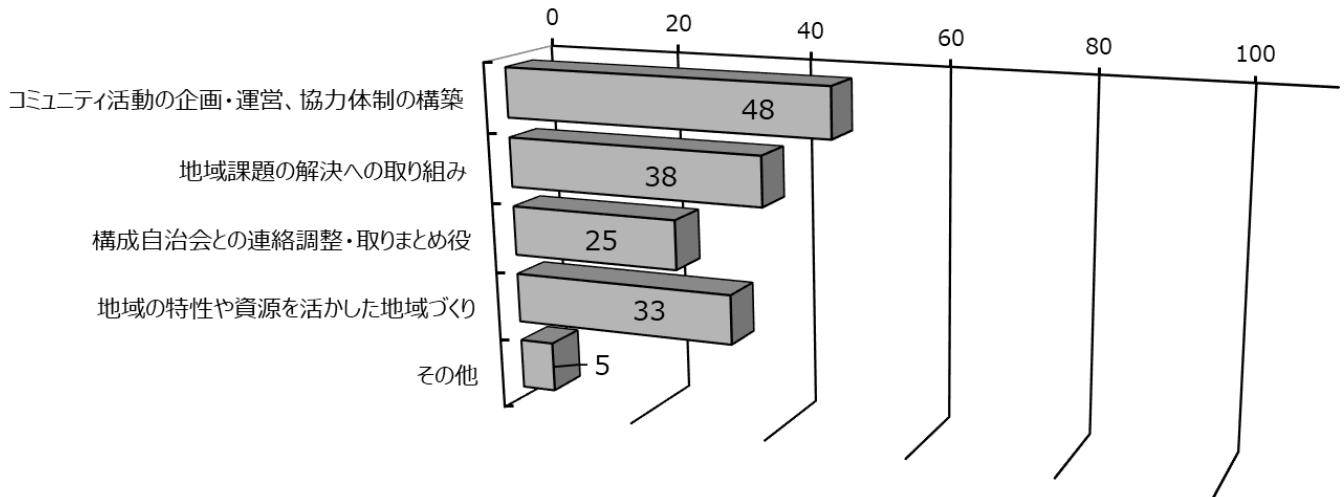
◇解決に向けてどのようなことが必要(主な意見)

番号	解決策
1	役員の定年制導入
1.2	若い世代の参画、若手を育てる、若者が住める環境にする
1.2.3	自治会活動を運営するだけで手いっぱい高齢化少子化に歯止めがかかり人口増を期待するしかない
1.4.5	全国の課題解決事例について、専門家からレクチャーを受け、成功事例を体験し、自分達の協議会で実践
2	70歳以上の活用を図る
2	地区内2農業組織との協議による人材の割愛
2	活動の必要性和意識改革
2	退職した市職員が行う
2	30代～50代の会員との交流を多くし、事業等がある程度まかせていけるような組織づくりをしていく
2	市職員の協力
2.3	役員報酬を出す
2.4.5	コミュニティ推進協議会活動PR、新規活動で会員にPR
3	合区
3	運営に関する確かな人材と財源
3	負担軽減できるように積極的に話し合い
3	区長・自治会・コミュニティ・社協と負担が多い
3	事業計画の縮小
4	現代に合ったことを考えてみる、時代の流れに添って活動、行事内容等の見直し
4	他組織との交流による意識高揚
5	自治会と地区社協会の合体による事業のスリム化
5	活動報告紙発行
5	魅力ある事業活動の創設を工夫
5.6	地区行事の重複をさける
6	声掛け、チラシ配布
7	年会費の引き上げ
7	築年数に応じて補修等にかかる助成費の充実・拡大
7.9	支援、支援増、一括交付金の継続
10	公民館へ事務局(市職員)を設置
10	勤労者参加の休日行事を少なく
10	市でも団体を減らす努力をする。ダブリの団体が多すぎる

問 27 あなたの所属するコミュニティ推進協議会で、今後どのようなことを担ってほしいと思いますか。
 (複数回答)：結果下表のとおり(単位：件)

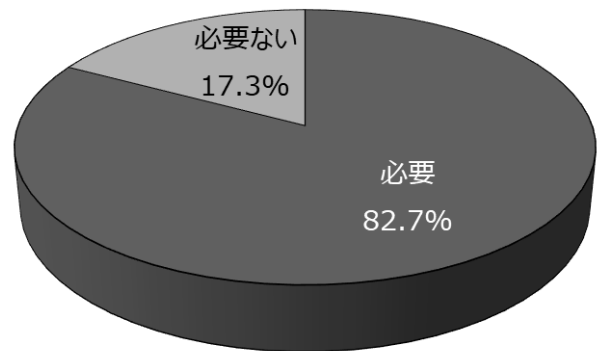
◇その他内訳

活動する場所がない。(旧大目小学校を残して下さい。)、敬老会行事だけの協議会でよい、広報活動の日常化、高齢化対応、良くやって頂いていると思います。



問 28 あなたの自治会が所属するコミュニティ推進協議会のコミュニティづくりを支援してくれる人材(市職員等)は必要だと思いますか。

- 1 必要 115人
- 2 必要ない 24人



問 29 コミュニティ推進協議会を設立していない地域の自治会長に質問です。コミュニティ推進協議会を設立するためには何が必要ですか。

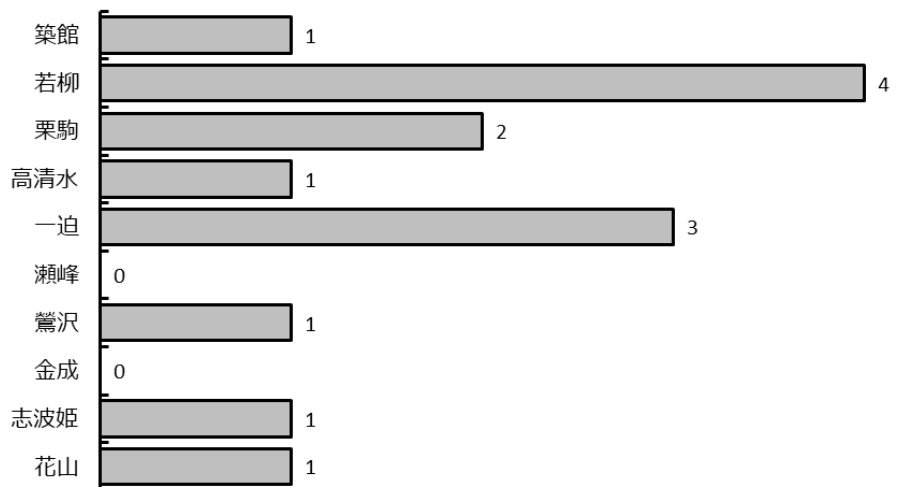
◇主な意見

人材と財源
目的と構想
30歳～50歳代の若い人達の参加
農家と非農家が混在しているため全てに共通する活動はやりにくい。住民同士の意思疎通を図ることが先決である。
コミュニティづくりに精通している人材若しくは支援してくれる人材が必要
地域自治会の充実
小学校単位であればその地区全体の共通認識を共有する事が必要
先頭に立つ人、市の指導、市からの支援(立ち上げに向けた会議等)、行政からの財政及び人材支援
必要・不要など地域住民の意見集約
設立に向け、小学校区単位の自治会長を集め詳しく説明してほしい
各地区と内容について協議・検討、近隣の自治会が集まってメリット・デメリットを協議する必要がある
対象となる行政区の区長への詳細な主旨説明
推進協議会の意義を明確にして市が目指す姿をPRすることが必要。助成金を申請するために何をすべきかの指導が有りましたが推進協議会設立と行政の方向性が見えないままでは行動を起せません。
現在自治会活動は高齢者が多いため、広域的な行事になると足の確保。若者が参加しやすいメニューの選定。
40～50代の積極的参加。70代になったら引退して自由に就活。
世帯数及び住民数の確保
地域民の協力が必須

○コミュニティ推進協議会

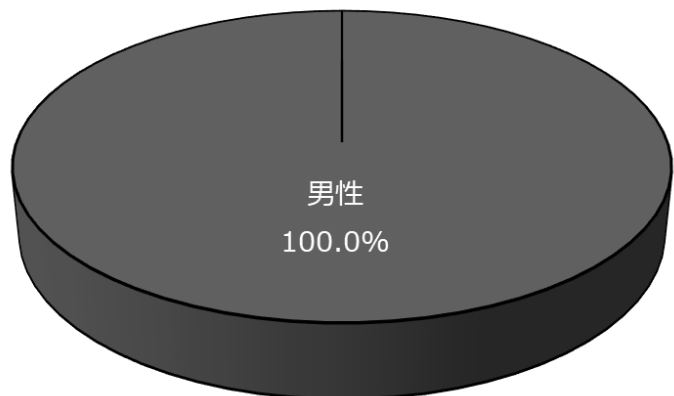
問1 あなたの地区名及びコミュニティ推進協議会名を記入してください。

- 1 築館 1人
- 2 若柳 4人
- 3 栗駒 2人
- 4 高清水 1人
- 5 一迫 3人
- 6 瀬峰 0人
- 7 鶯沢 1人
- 8 金成 0人
- 9 志波姫 1人
- 10 花山 1人



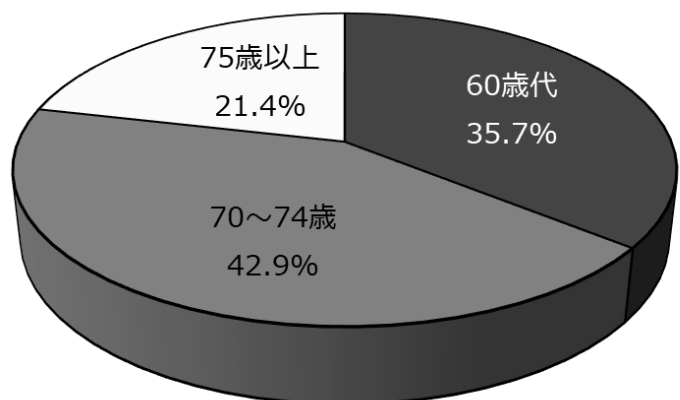
問2 あなたの性別について教えてください。

- 1 男性 14人
- 2 女性 0人



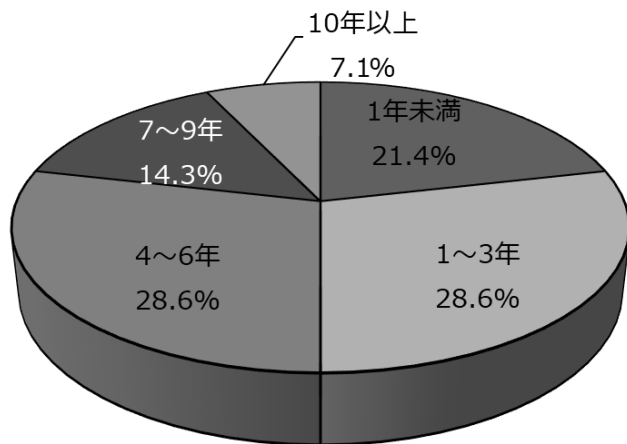
問3 あなたの年齢はどれにあてはまりますか。

- 1 40歳未満 0人
- 2 40歳代 0人
- 3 50歳代 0人
- 4 60歳代 5人
- 5 70~74歳 6人
- 6 75歳以上 3人



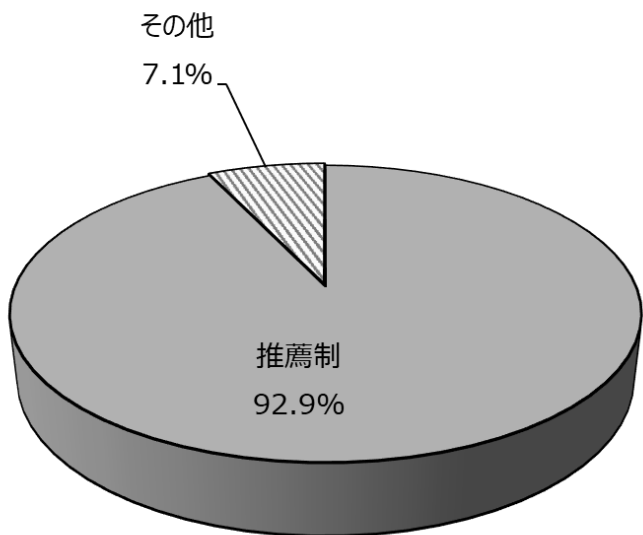
問 4 あなたのコミュニティ推進協議会長経験年数はどれにあてはまりますか。(通算)

- 1 1年未満 3人
- 2 1～3年 4人
- 3 4～6年 4人
- 4 7～9年 2人
- 5 10年以上 1人



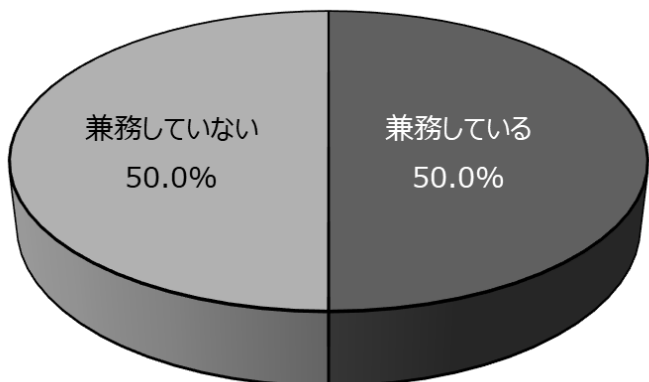
問 5 コミュニティ推進協議会長はどのような方法で選出していますか。

- 1 投票制 0人
- 2 推薦制 13人
- 3 輪番制 0人
- 4 その他 1人



問 6 行政区長を兼務していますか。

- 1 兼務している 7人
- 2 兼務していない 7人



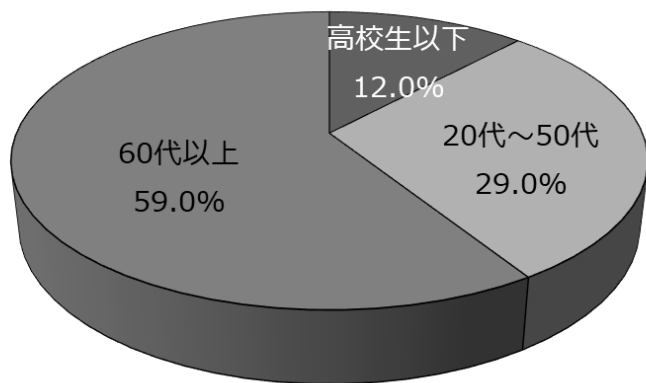
問 7 あなたのコミュニティ推進協議会活動の現状と今後行いたい活動、負担が大きいと感じている活動、他のコミュニティ推進協議会との連携について、該当する活動の欄に○印をつけてください。
 << 該当するもの全て選択 >>

活動項目	現在、 行っている活 動	今後、 行いたい活 動	て負担が 大きいと感 じ	活連現 動携在、 して他 行つの つ協 て議 い会 る	動連今 携後、 して他 行つの い協 たい議 会
1. 住民への連絡（協議会独自の回覧版等）	10	0	0	1	0
2. 地域の清掃活動	5	0	0	0	0
3. 道路、公園の除草・管理	4	0	1	0	0
4. 交通安全活動	1	1	1	0	0
5. 防災活動（自主防災組織活動、防火訓練等）	4	2	0	1	1
6. 防犯活動（パトロール活動、防犯灯管理等）	5	1	0	1	0
7. 環境美化活動	6	1	0	0	0
8. リサイクル活動（資源物回収等）	0	3	1	0	0
9. 独居老人訪問・声掛け等	1	1	2	0	0
10. 敬老会	10	0	0	1	0
11. 盆踊り、祭り、伝統行事等	8	0	0	0	0
12. 文化教養講座、趣味講座、学習会等	9	2	0	0	0
13. 親睦（旅行等）	7	1	0	0	0
14. スポーツレクリエーション	11	1	0	0	0
15. 子供会（共催事業等）	7	1	0	0	0
16. 地域の計画づくり	4	2	0	0	0
17. 広報活動（広報紙発行等）	8	0	0	0	0
18. 募金（戸別訪問による徴収）	1	0	2	0	0
19. その他〔 〕	1	0	0	0	0

◇その他内訳
 運動会、協議会研修会

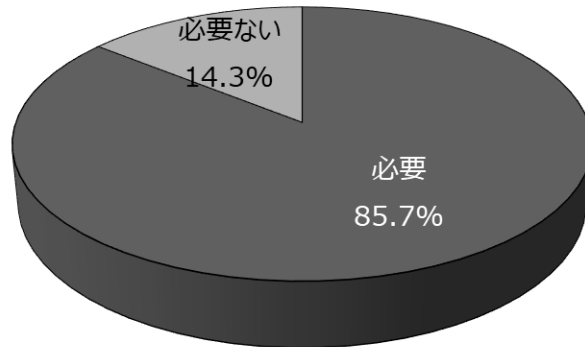
問 8 コミュニティ推進協議会活動全体を通しての参加者の割合を年代ごとに記入してください。

- 1 高校生以下 12.0%
- 2 20代～50代 29.0%
- 3 60代以上 59.0%



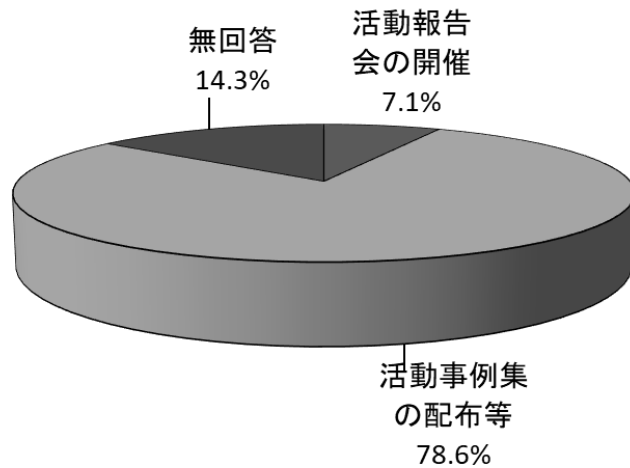
問 9 あなたのコミュニティ推進協議会では他のコミュニティ推進協議会等の活動情報が必要ですか。

- 1 必要 12人
- 2 必要ない 2人



問 10 問9で「1：必要」と答えたコミュニティ推進協議会へ伺います。どのような形の情報提供が必要ですか。

- 1 活動報告会の開催 1人
- 2 活動事例集の配布等 11人
- 3 その他 0人
- 無回答 2人

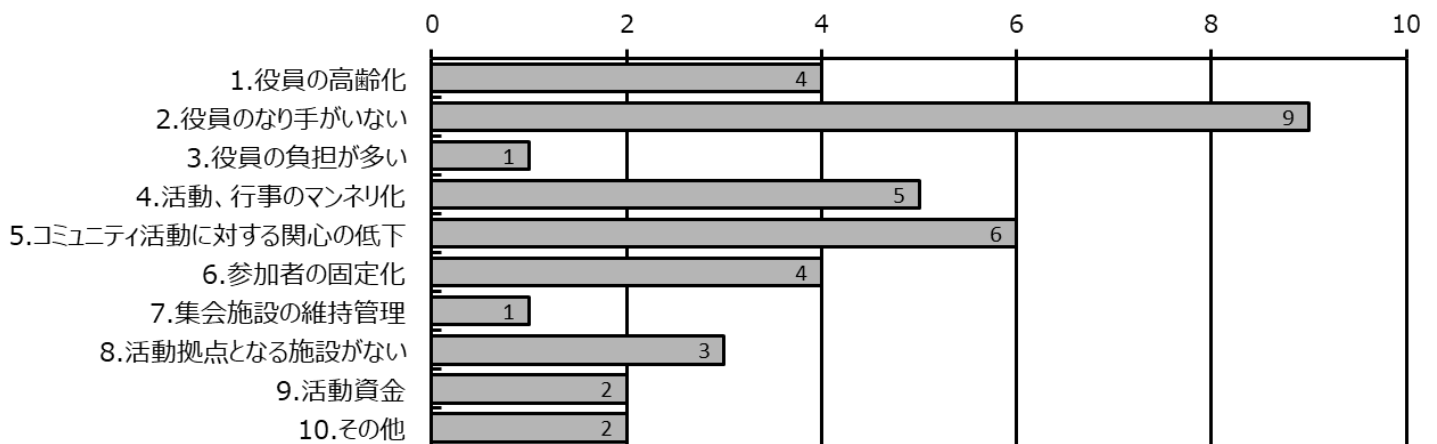


問 11 あなたのコミュニティ推進協議会における課題は何ですか。(3つ以内で選択。): 結果下表のとおり(単位: 件)

また、解決に向けてどのようなことが必要だと思いますか。

◇その他内訳

地域全体の少子高齢化、将来にわたって旧小学校施設(体育館、グラウンド等)が利用できるように要望



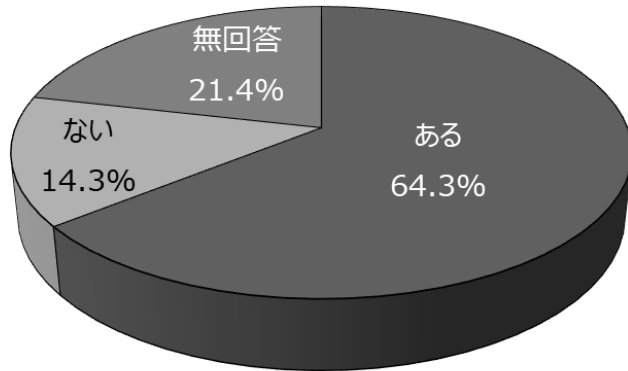
◇解決に向けてどのようなことが必要(主な意見)

番号	解決策
2	何とかして協力者を見つけるしかない
2	役員報酬を出してみる
2.5	コミュニティづくりを支援してくる人材
3	業務の分散化を図る
4	時代に応じた内容を考える
4	行政からの行事の紹介
9	補助金等を活用する
10	公民館再編計画に絡み、市の理解を望んでいる

問 12 地域の課題等を協議する場はありますか。

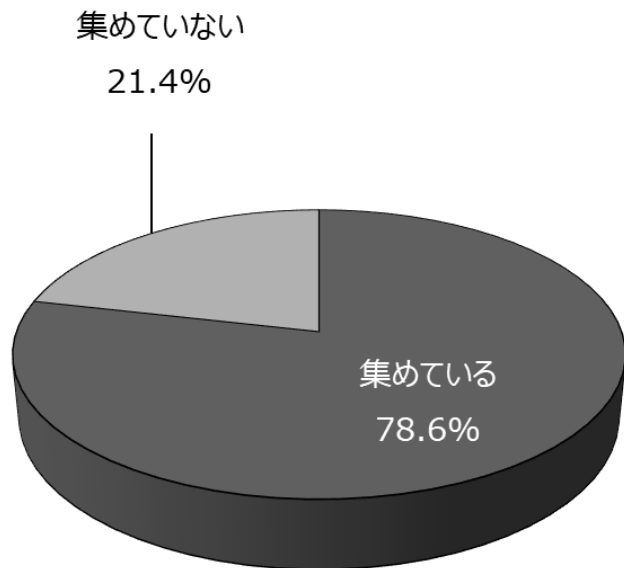
- 1 ある 9人
- 2 ない 2人
- 無回答 3人

◇地域課題等協議の場
役員会、総会、会長会議、随時会議(行政区長にも協議会幹事をお願いしている。)



問 13 あなたのコミュニティ推進協議会では会費を集めていますか。

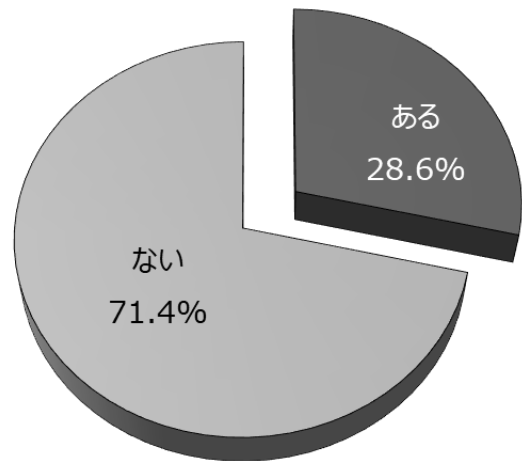
- 1 集めている 11人
- 2 集めていない 3人



問 14 あなたのコミュニティ推進協議会で会費や栗原市コミュニティ組織一括交付金以外の収入はありますか。

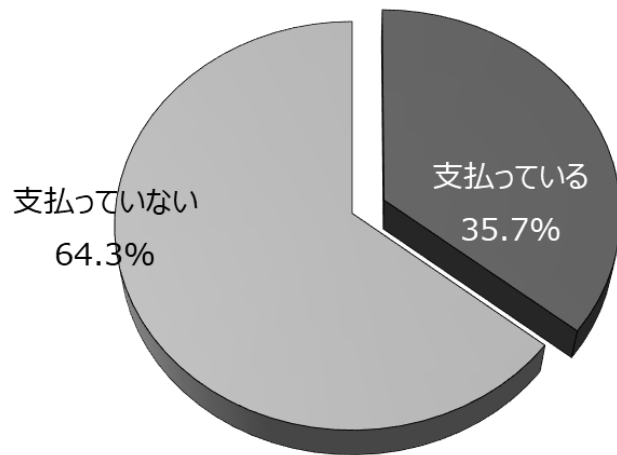
- 1 ある 4人
- 2 ない 10人

◇収入がある場合の具体例
国史跡の草刈り、公益法人等からの助成金、祝儀



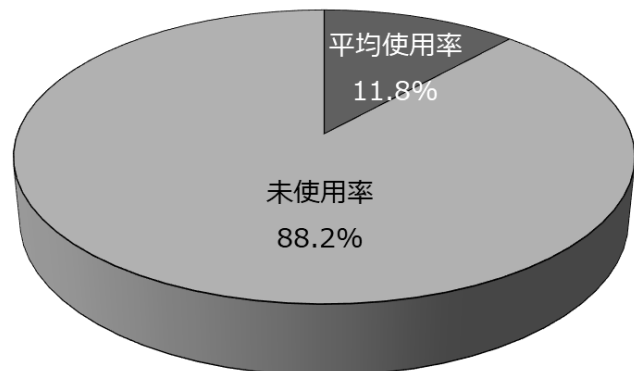
問 15 あなたのコミュニティ推進協議会では、役員に報酬を支払っていますか。

- 1 支払っている 5人
- 2 支払っていない 9人



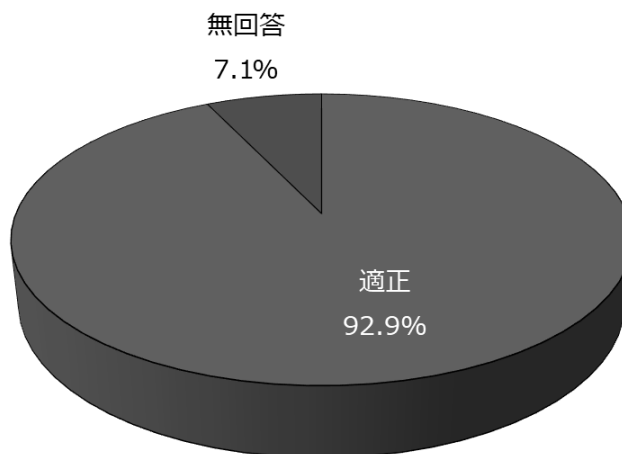
問 16 あなたのコミュニティ推進協議会が利用している施設毎の年間利用日数を記入してください。

- 1 平均使用日数 43日



問 17 市では、コミュニティ推進協議会の設置を(旧)小学校区単位で考えていますが、適正な規模だと思いますか。

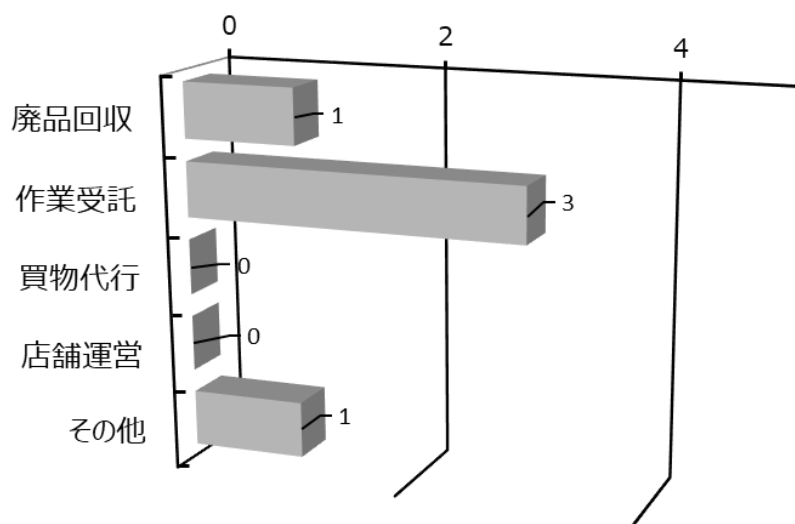
- 1 適正である 13人
- 2 規模が大きい 0人
- 3 規模が小さい 0人
- 無回答 1人



問 18 他の先進事例等で、新たな財源を確保するために行ってみたいものはありますか。(複数回答)

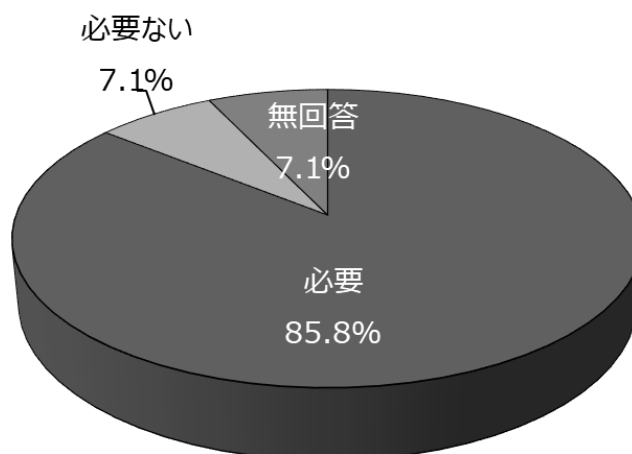
- 1 廃品回収 1人
- 2 有料での作業受託 3人
- 3 買い物代行 0人
- 4 店舗の運営 0人
- 5 その他 1人

◇その他内訳
指定管理(石楠花センター)



問 19 コミュニティづくりを支援してくれる人材(市職員等)は必要だと思いますか。

- 1 必要 12人
- 2 必要ない 1人
- 無回答 1人





基本指針と行動計画策定までの経過

・基本指針策定経過

年 月 日	内 容	備 考
令和元年 11月26日	令和元年度第1回市民協働推進指針等策定ワーキングチーム会議	基本指針素案の検討
12月 6日	令和元年度第1回市民協働推進指針等策定委員会	基本指針素案の協議
12月18日	令和元年度第2回市民協働推進指針等策定ワーキングチーム会議	基本指針素案の検討
12月24日	令和元年度第2回市民協働推進指針等策定委員会	基本指針素案の協議
令和2年 1月 9日	令和元年度第3回市民協働推進指針等策定ワーキングチーム会議	基本指針素案の検討
1月21日	令和元年度第3回市民協働推進指針等策定委員会	基本指針素案の協議
1月31日	臨時庁議	基本指針（案）の決定
2月 7日	議会議員全員協議会	
2月12日 ～3月 2日	パブリックコメント	
3月18日	庁議	基本指針の決定

・ 行動計画策定経過

年 月 日	内 容	備 考
令和2年 6月16日 ～6月30日	地域活動に関するアンケート調査の実施	
10月30日	令和2年度第1回市民協働推進指針等策定ワーキングチーム会議	行動計画素案の検討
11月26日	令和2年度第1回市民協働推進指針等策定委員会	行動計画素案の協議
12月15日	令和2年度第2回市民協働推進指針等策定ワーキングチーム会議	行動計画素案の検討
12月23日	令和2年度第2回市民協働推進指針等策定委員会	行動計画素案の協議
令和3年 2月 2日	庁議	行動計画（案）の決定
2月 5日	議会議員全員協議会	
2月12日 ～3月 4日	パブリックコメント	
3月16日	庁議	行動計画の決定



市民協働推進指針等策定委員会委員名簿

任期（令和元年度～令和2年度）

No.	区 分	所 属 団 体 名	氏 名	備 考
1	学識経験者	公立大学法人 宮城大学	石 田 祐	委員長
2	公共的団体等から 推薦を受けた者	栗原市区長会連合会	氏 家 勝 喜	副委員長（令和元年度）
			菅 原 敏 一	副委員長（令和2年度）
3	公共的団体等から 推薦を受けた者	社会福祉法人 栗原市社会福祉協議会	細 川 律 子	
4	公共的団体等から 推薦を受けた者	栗原市 民生委員児童委員協議会	桑 島 清 子	
5	公共的団体等から 推薦を受けた者	一般社団法人 はなやまネットワーク	澤 畑 学	
6	公共的団体等から 推薦を受けた者	一迫姫松地区 コミュニティ推進協議会	佐 藤 正 子	
7	公共的団体等から 推薦を受けた者	富野地域づくり協議会	鈴 木 信 勇	
8	公共的団体等から 推薦を受けた者	栗駒地区 コミュニティ推進協議会	飯 川 皓	令和元年度
			菅 原 久 徳	令和2年度
9	公共的団体等から 推薦を受けた者	大目地区 コミュニティ推進協議会	高 橋 徳 宏	
10	市内居住・在勤者	地域おこし協力隊	千 田 昭 子	
11	市内居住・在勤者	西町自治会	藤 田 彦 定	
12	市内居住・在勤者	滝ノ原自治会	佐 藤 博 泰	



関係例規

○栗原市市民協働推進指針等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第3次栗原市行政改革大綱に掲げる市民参加型行政を促進し、市民と行政が協働して行うまちづくりの実践に関する市民協働推進指針及びこれに基づく推進計画（以下「指針等」という。）の策定に当たり、広く市民等の意見を反映させることを目的として栗原市市民協働推進指針等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指針等の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (2) その他委員会が必要と認めること。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の公共的団体等から推薦を受けた者
- (3) 市内に在住している者又は市内の事業所等に在勤している者

2 委員の任期は、指針等の策定又は変更が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第6条 委員が委員会の会議に出席したときは、1日につき3,500円の謝礼を支給する。ただし、会議が4時間を超えるときは、1日につき5,500円の謝礼を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める職にある委員が委員会の会議に出席したときは、市長が別に定める額の謝礼を支給する。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会に栗原市市民協働推進指針等策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。

2 ワーキングチームは、委員会の所掌事務に係る具体的事項の調査検討を行うものとする。

3 ワーキングチームの委員は、別表に掲げる部署に属する者のうち当該部署から推薦されたものをもって充てる。

4 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダーを置き、委員の互選によりこれを定める。

5 リーダーは、ワーキングチームを代表し、議事その他の会務を総理する。

6 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第7条関係）

部署
総務部総務課
総務部管財課
企画部企画課
市民生活部社会福祉課
市民生活部介護福祉課
農林振興部農業政策課
商工観光部産業戦略課
建設部建設課
上下水道部経営課
教育部教育総務課
教育部社会教育課

「栗原市市民協働を進めるための行動計画」

令和3年3月 策定

栗原市企画部市民協働課

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

TEL 0228-22-1164 FAX 0228-22-0313

<http://www.kuriharacity.jp/>

E-mail kyodo@kuriharacity.jp